

議案第76号

北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3の規定により、北海道後期高齢者医療広域連合規約を次のとおり変更する。

北海道後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

北海道後期高齢者医療広域連合規約の一部を次のように変更する。

別表第2備考2中「及び外国人登録原票」を削る。

附 則

- 1 この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第3項の規定による北海道知事への届出をした日から施行する。
- 2 改正後の別表第2備考2の規定は、平成26年度以後の年度分の負担金について適用し、平成25年度以前の年度分の負担金については、なお従前の例による。